

平成十六年一月十六日受領
答弁第一八号

内閣衆質一五八第一八号

平成十六年一月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員長妻昭君提出「首無し拳銃」摘発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出「首無し拳銃」摘発に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「首無し拳銃」が何を指すのか明らかではないが、警察庁において把握している平成五年から平成十四年までの間に全国の警察が押収したけん銃の丁数並びにそのうち被疑者不詳のまま押収したけん銃の丁数及びその割合は、別表第一のとおりである。

二について

お尋ねの「やらせ」が何を指すのか明らかではないため、お答えできない。

なお、けん銃押収事案のうち、警察官がその捜査に伴う違法行為により検察官に送致されたものとして警察庁において把握しているものは、平成五年から平成十四年までの間において、計八件（それらの事案に係るけん銃の押収丁数は計十丁）であり、その押収時期、押収都道府県警察、事案概要、押収丁数及び押収時に被疑者が判明していたか不詳とされていたかについては、別表第二のとおりである。

三及び四について

警察庁においては、都道府県警察に対し、各種の教育訓練の充実等を通じて、刑事訴訟法等の関係法令

に従った適正な銃器捜査を推進するよう引き続き指導していくこととしている。

なお、被疑者不詳のままけん銃を押収した事案については、都道府県警察に対し、被疑者を明らかにするための事後捜査を徹底するよう引き続き指導していくこととしている。

別表第二 けん銃押収事案のうち、警察官がその捜査に伴う違法行為により検察官に送致されたものとして警察庁において把握しているもの

押収時期	押収都道府県警察	事案概要	押収丁数	押収時に被疑者が判明していたか不詳とされ ていたか
平成13年7月	愛知県警察	警察官が入手した後に神社内に隠匿したけん銃を、被疑者不詳のものとして押収した事案	1	被疑者不詳
平成13年2月	大阪府警察	暴力団関係者が駅のコインロッカーに隠匿したけん銃を、被疑者不詳のものとして押収した事案	1	被疑者不詳
平成9年11月	北海道警察	外国人船員をけん銃等不法所持被疑者として現行犯逮捕し、けん銃を押収したが、それに関連して協力者保護のため虚偽の捜査書類を作成し、行使した事案	1	被疑者判明
平成8年2月	警視庁	勾留中の暴力団関係者との取引により、当該暴力団関係者からけん銃を自首によるものとして押収した事案	1	被疑者判明
平成7年10月	長崎県警察	勾留中の暴力団関係者との取引により、当該暴力団関係者が入手したけん銃を自首によるものとして押収した事案	1	被疑者判明
平成7年7月	群馬県警察	勾留中の暴力団関係者との取引により、当該暴力団関係者が入手したけん銃を別人の隠匿品として押収した事案	1	被疑者判明
平成7年5月	島根県警察	警察官の知人が公園に隠匿したけん銃を、被疑者不詳のものとして押収した事案	1	被疑者不詳
平成7年4月及び5月	愛媛県警察	警察官が協力者を介してけん銃を入手し、警察本部庁舎内において不法に所持していた事案	3	被疑者不詳

注：愛媛県警察の事案において、押収時期、押収丁数はそれぞれ警察官がけん銃を入手した時期、警察官が入手したけん銃の丁数を指す。